

入構管理システムの購入

仕 様 書

目 次

1.	件名	2
2.	目的	2
3.	購入品仕様	2
4.	納期	5
5.	納入場所及び納入条件	5
6.	業務に必要な資格等	5
7.	支給品及び貸与品	5
8.	提出図書	5
9.	検収条件	6
10.	検査員	6
11.	機密保持	6
12.	グリーン購入法の推進	6
13.	協議	6
14.	その他	6
図1	正門のレイアウトの例	8
図2	北門のレイアウトの例	8

1. 件名

入構管理システムの購入

2. 目的

原子力科学研究所では、周辺監視区域への入退構を警備員による監視により実施しているが、監視業務の効率化のため、原子力科学研究所の正門及び北門に車両用ゲートを設置し、管理サーバーにより登録管理した者のみを入構させる入構管理システム（以下、「本システム」という。）を導入する。

3. 購入品仕様（全て相当品可とする。）

3. 1 一般要求事項

本システムは、「車両用ゲート」、「登録用端末」、「認証情報管理サーバー」、「監視カメラ」、「監視用端末」、「入構者用無線タグシール」、「入構者用無線プラスチックカード」及び「車両用無線タグシール」により構成される。以下に仕様を記載する。

3. 1. 1 車両用ゲート

- (1) 車両の通行を制御するバー開閉式のゲートであること。
- (2) 正門は 11m 幅であり、通常時は入構 2 レーン、退構 1 レーンとする。入構レーンにゲートを設置し、車両の通行幅は 3300mm 以上を確保できること。退構用は設置しない（図 1 参照）。
- (3) 北門は 8m 幅であり、通常時は入構 1 レーン、退構 1 レーンとする。入構レーンにゲートを設置し、車両の通行幅は 3500mm 以上を確保できること。退構用は設置しない（図 2 参照）。
- (4) 入構者は、無線タグシールまたは入構者用無線プラスチックカードによる入構者の認証を行う。
- (5) 入構者用無線タグシールは、原子力機構で使用している FeliCa カードに貼付し運用できること。
- (6) 車両は、車両用無線タグシールによる車両の認証を行う。
- (7) 入構者と車両が同時に認証された場合にゲートが開になること。
- (8) 入構者は車両に乗車した状態で、距離 3 m 以上で認証可能とし、渋滞緩和の観点から、タッチ式は不可とする。
- (9) 車両に複数人が乗車した場合でも認証が可能なこと。また認証された人数及び車両の認証結果を運転者、同乗者、ゲートを通過した先で待機する警備員及び警備室の警備員が確認できること。なお、警備員の確認方法については、車両用ゲートに表示器を設置してこれを視認するものとし、監視者の視覚動線の確保の観点から警備員が端末等を携帯して確認する方法は採用しないものとする。
- (10) 通行履歴は車両単位で同乗者が判別できること。
- (11) 車両用ゲートは警備室内及び警備室外の警備員により遠隔で開閉を制御でき、開状態及び閉状態に固定できること。
- (12) 故障等のトラブル時に運転者から警備室に連絡できる機器を設置すること。
- (13) (6) の認証の精度を高めるため、普通自動車の後部座席に同乗している者の認証を可能とする十分な設備を設置すること。
- (14) 無許可の後続同時侵入防止のための車両センサーを設置すること。

- (15) 管理サーバーとの接続が断たれた場合でも認証を継続できるシステムとすること。その場合サーバーとの接続復旧後、接続が断たれていた時の認証結果を送信できる機能を有すること。
- (16) 渋滞緩和のため、認証範囲を拡張する機能（サブアンテナ）を有する場合は導入すること。
- (17) 将来、ゲートの設置位置を移設できること。

3. 1. 2 登録用端末

- (1) 入構者及び車両の登録を行う端末であること。
- (2) 登録する入構者、車両のデータと発行する無線タグとの紐づけが行えること。
- (3) データの登録・管理・検索・削除等が可能なこと。
- (4) ゲスト通行証（登録された入構者以外に一時的に発行する通行証）を発行・返却する機能を有すること。
- (5) 登録用端末は、4台であること。
- (6) 登録時に複数のデータを Microsoft Excel 等のファイルを読み込み、一括して登録できる機能を有すること。
- (7) 端末の台数を拡張できる仕様であること。

3. 1. 3 認証情報管理サーバー

- (1) 登録用端末で登録された登録者データを一元管理するサーバーであること。
- (2) サーバーは機構内に設置すること。
- (3) ゲートの増設に対応できる拡張性を有すること。
- (4) UPS を具備し停電等により主電源が断となった場合でも安全にシステムがシャットダウンを可能とするために必要な電源容量を確保できること。

3. 1. 4 監視カメラ

- (1) 車両用ゲートを通行する車両を動画撮影できること。

3. 1. 5 監視用端末

- (1) 監視用カメラで撮影されたデータを保存し、認証された情報と紐づけて記録・検索・再生できること。
- (2) 設置した全ゲートの認証状況がリアルタイムに把握可能であること。
- (3) 2週間分以上の動画が記録可能な記憶容量を有すること。

3. 1. 6 入構者用無線タグシール

- (1) 原子力機構で使用している FeliCa カード（8.5 cm×5.4 cm）に貼り認証できるシールであり、FeliCa カードの機能を阻害しないこと。
- (2) 上記の他、プラスチックカードに貼り、認証できる無線タグも選択できること。
- (3) 契約締結後、原子力機構が指定する時期に原子力科学研究所内に勤務する者が使用できるよう、必要なデータを登録すること。

3. 1. 7 入構者用無線プラスチックカード

- (1) 無線タグ内蔵のプラスチックカードであること。
- (2) ゲスト用として、原子力機構が指定するデザインをカードに印刷すること。

3. 1. 8 車両用無線タグシール

- (1) 原子力機構が指定する許可証に貼ってゲートで車両の認証が可能であること。

3. 2 数量

【車両用ゲート】

1. 車両用認証機…………… 3 式
2. 認証範囲拡張用サブアンテナ…………… 3 式
3. 認証結果表示器…………… 6 式
4. 検知用センサー関連品…………… 6 式
5. ゲートバー…………… 3 本
6. ゲートバー操作用リモコン（中継アンテナ含む）…………… 3 個
7. インターホン（親機）…………… 1 式
8. インターホン（子機）…………… 3 式

【登録用端末】

9. 登録用端末…………… 4 台

【認証情報管理サーバー】

10. 管理サーバー…………… 1 台
11. UPS…………… 2 台

【監視カメラ】

12. カメラ…………… 6 台

【監視用端末】

13. カメラモニター…………… 1 台
14. カメラレコーダー…………… 1 式
15. 監視用 PC…………… 1 台
16. 監視ソフトウェア…………… 1 式

【入構者用無線タグシール】

17. 入構者用無線タグシール（FeliCa カード用）…………… 5000 枚
18. 入構者用無線タグシール（FeliCa 非対応用）…………… 5000 枚

【入構者用無線プラスチックカード】

19. 入構者用無線プラスチックカード (8.5 cm×5.4 cm) …………… 300 枚

【車両用無線タグシール】

20. 車両用無線タグシール…………… 10000 枚

3. 3 その他

- (1) 設置等の各種作業に必要な図面や情報の提供を契約締結後速やかに行うこと。
- (2) 機器の据付に係る各種作業は本契約に含むものとする。
- (3) 設置後の動作確認を行うこと。

4. 納期

令和 8 年 3 月 19 日 (木)

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2-4
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 安全管理棟2階、正門及び北門指定場所

(2) 納入条件

据付調整後渡し

6. 業務に必要な資格等

- (1) 現場責任者 (1名以上)
(「原子力科学研究所作業責任者等認定制度の運用要領」に基づき認定を受けた者)
- (2) その他作業に必要な資格

7. 支給品及び貸与品

本作業に必要な電気、水等のユーティリティ

8. 提出図書

- (1) 有資格者の資格証の写し 各1部
- (2) 取扱説明書 各1部

9. 検収条件

5. (1)に示す納入場所に納入後、員数検査、外観検査、動作確認及び8項に示す提出図書の合格をもって検収とする。

10. 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長
- (2) 技術検査 保安管理部核物質管理課長

11. 機密保持

- (1) 業務を実施することにより取得したデータ、技術情報、その他全ての資料並びに情報を機構外に持ち出し、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、若しくは無償で提供することはできない。また、これらの資料、情報については、第三者により容易に閲覧、持ち出しができないよう管理を徹底すること。
- (2) 機構に係るデータが、ウイニー等のファイル交換ソフトを介して流出することがないよう管理を徹底すること。
- (3) 本業務を遂行する上で知り得た機密情報については、その保持に努めるとともに、業務以外の目的には使用しないこと。

12. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

13. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

14. その他

- (1) 受注者は原子力機構内施設へ購入品を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。
- (2) 納入時の据付調整作業は、原子力科学研究所の「工事・作業の安全管理基準」に従い実施すること。
- (3) 本件において不適合が発生した場合、受注者は、当機構担当者の指示に従い、不適合の原因究明、対策の立案及び実施等について報告すること。

- (4) 検収後 1 年以内に契約不適合が発見された場合、無償にて速やかに修理もしくは交換を行うものとする。

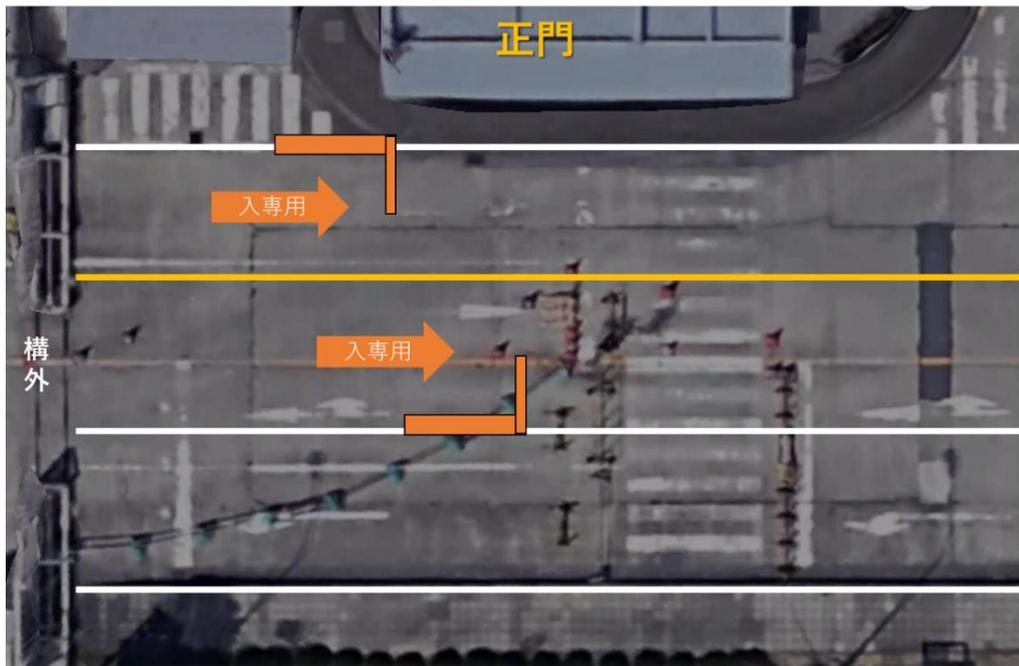


図1 正門のレイアウトの例



図2 北門のレイアウトの例